

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

食品添加物（グルコン酸亜鉛並びに亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム）

3 趣旨及び目的

食品添加物であるグルコン酸亜鉛並びに亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの規格基準の改正

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

消費者庁 食品衛生基準審査課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線5240

6 意見提出期限

通報開始日より60日後